

(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号南牧佐久線に係る環境影響評価方法書に対する技術委員会意見等集約表 (第2回審議分まで) (案)

資料2

注) 「意見」: 技術委員会から知事に対して述べる環境保全の見地からの意見 (知事意見の作成に反映)  
 「記録」: 意見とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	1	全般	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の24～55ページ: 評価の手法について、全ての項目で「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」と書かれているが、振動など法律上環境基準が定められていない項目について環境基準と比較することは不適當である。</li> <li>参考文献や参考資料はオリジナルを使用すること。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>方法書の記載内容について、特に予測評価方法が極めて似通った表現が用いられているが、当該地域の状況により項目ごとの判断、考え方は異なるはずであり、その内容を踏まえて再整理する必要性が高い。</li> </ul>	<p>【事後回答 (第2回審議)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘を踏まえ、資料1-1 (P. 24～55) に示しますとおり、第1回審議における資料6を詳細に記載させていただきます。</li> <li>評価の手法につきましては、方法書P. 8-5～27に示しますとおり、各環境要素の区分ごとに評価の手法を検討・記載しております。例えば、振動については「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)に規定する「特定建設作業の規制に関する基準」や「道路交通振動の限度」との整合が図られているかどうかにより評価を実施してまいります。それに加え、回避又は低減に係る評価として、事業の実施(工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用)による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価いたします。</li> <li>予測方法につきましては、方法書P. 8-5～27に示しますとおり、予測の基本的な方法として、各環境要素の区分ごとに、「道路環境影響評価の技術手法」(国土技術政策総合研究所)(以下、「技術手法」という)に記載されている手法を参考として記載しております。今後の現地調査により、当該地域に特異な環境の状況が確認された場合には、状況に応じて適切な予測手法を検討してまいります。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	
2	1	全般	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-1 (第2回資料1の1番)の意見は、予測評価方法の修正について、第2回資料1-1への追記だけでなく、方法書の加除訂正版のようなかたちで、補足を文章化していただきたいという趣旨である。</li> <li>環境要素ごとの評価手法の記載内容がかなり似通っている。方法書の記載は十分に項目ごとの特性を反映した記載になっているという判断か。</li> <li>もう一度方法書の文章を点検し、方法書に補足追記した資料を提出することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回資料6に補足した資料として第2回資料1-1をお配りしていますが、その内容は、方法書にはもともと調査の手法、評価の手法といった項目ごとに技術手法等を参考に記載させていただいております。</li> <li>技術手法に則って記載しているため似たような文章表現が続くところがありますが、各項目・影響要因に応じて記載しています。</li> <li>記載内容について確認させていただきます。</li> </ul> <p>【事後回答 (第3回審議)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容について確認いたしましたが、評価の手法につきましては、「道路環境影響評価の技術手法」(国土技術政策総合研究所)(以下、「技術手法」という)に記載されている手法を参考として記載しており、各項目に応じた記載となっていると考えております。</li> <li>「回避又は低減に係る評価」につきましては、いずれの項目につきましても、今後の調査予測の結果を踏まえて、実行可能な範囲でさらなる環境負荷の低減に努めてまいりたいという考えから、記載させていただいております。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	2	全般	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象地域は非常に自然資源が豊かで、大気や水が清浄な地域であり、より慎重に環境影響評価を行うという方針でやっていただく必要がある。</li> <li>・良好な自然環境が多い地域において事業を計画するに当たっての環境配慮方針を示すこと。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施における環境配慮につきましては、1kmルート帯の検討において、八ヶ岳中信国定公園の一部である松原湖を避ける等の自然環境への配慮や、市街地・集落・別荘地・優良農地等の土地利用への配慮を行ってまいりました。</li> <li>・今後は、自然環境豊かな地域であることを踏まえ、既存資料及び現地調査により当該地域の環境を適切に把握したうえで予測評価を行い、方法書P.8-5～27に示すとおり、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。</li> <li>・また、丁寧な環境影響評価の実施のために、方法書における環境影響評価項目の選定にあたっては、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）（以下、「省令」という。）で示されている参考項目に加えて、当該地域の池沼が分布しており湧水や温泉も分布している特徴を踏まえて水象（河川及び湖沼、地下水）を選定する、長野県環境影響評価条例の項目から電波障害や文化財を選定する等、配慮しております。</li> </ul>	意見	2-2番を集約	対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然資源と清浄な水や大気に恵まれた地域であることから、環境影響評価の実施に当たっては、現況を的確に把握した上で、その状況をできる限り悪化させないという観点から調査、予測及び評価を行うこと。
2	2	全般	片谷委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-2（第2回資料1の2番）の意見に関し、事業対象地域は環境が非常に良い地域であるため、それをいかにして悪化させないかということが今回のアセスメントの主眼となるはず。現状の環境を悪化させないという趣旨がどれだけ徹底されているかを常に念頭に置き、今後の調査・予測・評価を進めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・承知しました。</li> </ul>	意見		(1-2番のとおり)
1	3	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートの決定はいつ頃を予定しているか。</li> <li>・準備書の段階で調査内容が不適切である事態が生じる恐れがあるため、ルートや道路構造、調査地点等を決定する段階で技術委員会へ報告いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査地点は、今後ルートを絞っていくなかで具体化させたいと思っています。現時点ではいつ頃というのはお答えできませんが、ある程度ルートが絞り込まれた時点で技術委員会へ相談したいと思います。</li> </ul>	意見		今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造を踏まえて調査、予測及び評価の方法の妥当性を検討する必要があるため、詳細な平面縦横断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を受けること。
1	4	事業計画	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料6の6ページ：山梨県部分も含めて休憩施設の設置の計画はなく、将来的にも設けないということでよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では計画していません。今のところは将来的にも考えていない状況です。</li> </ul>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
1	5	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料6の6ページ：車線数4とあるが、当面はすでに開通している区間と同じように2車線の整備となるか。</li> <li>・当面は2車線道路の建設であるため環境負荷は少ないという説明をすることはできないという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路自体は4車線の計画であり、4車線の構造での審議をお願いしたいと思います。今後どうかたちで事業化するかは未定です。</li> <li>・はい。</li> </ul>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	6	事業計画	北原委員	【第1回審議】 ・ルートの中で一番自然環境が貴重な場所は飯盛山近辺かと思われる。飯盛山とその周辺は草原的環境なので、ルート選定に当たっては配慮いただきたい。	・現時点では具体的なルートや構造が決定されていないため、1kmのルート幅でアセス評価をしていきたいと考えています。	意見	2-4、2-5番を集約	ルートの選定に当たっては、貴重な自然環境や地域における研究施設への影響を極力回避するよう配慮すること。
1	7	事業計画	片谷委員長	【第1回審議】 ・道路構造について、トンネル区間は存在するか、河川区間は橋梁構造とするのか、などの基本方針は示すことが可能か。 ・方法書の審査期間中に基本方針だけでも出せるのかどうか次回回答いただきたい。	・具体的なルートがまだ出ていないためどこにどのような構造がくるとは申し上げられないが、地形的な要因から想定できる影響を資料に表現しています。 ・整理の次回回答します。  【事後回答（第2回審議）】 ・具体的なルートは今後、都市計画手続きの中で決定していくため、現時点ではどの場所にどのような構造が位置するかは申し上げられない状況です。ただし、現在の1kmルート帯及び地形から想定される主要な構造について整理検討しており、その想定される構造を踏まえて、不足の無いように調査地点を選定しております。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
2	3	事業計画	鈴木委員	【第2回審議】 ・1-7（第2回資料1の7番）の事後回答として、ルートは今後、都市計画手続きの中で決定していくと記載されているが、その手続きの中で環境影響は考慮されるのか。	・都市計画の手續と合わせて環境アセスを行うが、ルートを決定していく段階においても、環境要素に十分配慮しながらルート案を計画していきます。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
2	4	事業計画	中村寛志委員 (片谷委員長)	【第2回審議】 ・P5-116：長野県の学校教育施設に信州大学農学部野辺山ステーション及び筑波大学の演習林が抜けており、また、野辺山宇宙電波観測所も入っていない。これらに対する影響の考察をしていただきたい。  (片谷委員長) ・県の資料を引用しており、国立機関は取り上げられていないので、準備書段階では配慮対象に入れること。	・当然把握していますし、現地調査に入るときも当然配慮したいと思えます。	意見		(1-6番のとおり)
2	5	配慮書	大窪委員	【第2回審議】 ・P7-1：計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣意見に関し、対象事業実施区域の選定に当たっては次の点について検討すること。 ・ルート帯の一部は、筑波大学八ヶ岳演習林に掛かり、恵の森演習林、川上演習林及び信州大学農学部AFCステーションの近傍に設定されている。これら施設は自然豊かな教育研究の場として機能しているため、これらへの影響をできるだけ回避するようルートを設定すること。 ・八ヶ岳の麓には、多数の湧水や河川、湿地等で構成される水系が網の目のように分布しており、多様な生物種のハビタットとして機能している。特に筑波大演習林及び信大施設に接している矢出川及び大門川水系や湿地帯は貴重な生物種の宝庫である。また、この地域は方法書（P5-147）図5-2-13でわかるとおり、旧石器時代の住居跡など、貴重な埋蔵文化財が多数存在することでも知られており、この点を考慮してもルートからは極力回避するようお願いしたい。	・ルート等については、今後検討していく中でいろいろ配慮するところがあるので、今までいただいた意見を参考にし、これから検討を具体的に進めていきたいと考えます。	意見		(1-6番のとおり)

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	8	振動 騒音 低周波音	塩田委員	【第1回審議】 ・資料6の11ページ：社会的状況として、長野県内にも学校等の配慮が必要な施設が多く存在していることが示されているが、それら施設の位置関係が分からないため、地図上に住宅、社会施設、教育施設等を表示し、事業区域との関係を明らかにすること。	【事後回答（第2回審議）】 ・事業実施区域と学校教育施設との位置関係は方法書の図5-2-7（P.5-117）に、病院及び社会福祉施設との位置関係は方法書の図5-2-8（p.5-123）に、住宅地等の土地利用の状況は方法書の図5-2-3（P.5-125）に示すとおりとなっています。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
2	6	振動 騒音 低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・1-8（第2回資料1の8番）の事後回答について、方法書P5-117の図には学校等の施設が表示されているが、第1回資料6には学校等の施設が表示されていない。また、道路との距離関係が全く書かれていない。調査・予測・評価の図に学校、病院等の施設を表示すること。また、道路との距離が分かるのであれば、距離も表示すること。	・第2回資料1-1（第1回資料6）の調査・予測・評価の図について、学校、病院等の施設を落とし込んだかたちで修正します。  【事後回答（第3回審議）】 ・第3回資料1-1（第2回資料1-1）の調査・予測・評価の図について、学校、病院等の施設を落とし込んだかたちで修正いたしました。 ・道路との距離については、ルートの位置については現時点では決定しておりませんので、お示しすることが困難です。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
1	9	騒音 低周波音	塩田委員	【第1回審議】 ・トンネル工事の実施に対しては、騒音や低周波音への影響について選定すべき。  (片谷委員長) ・事業計画が不確定の部分が多く残っている状況では、調査項目選定の妥当性も検討できないので、事業計画の提示方法を見直していただきたい。	【事後回答（第2回審議）】 ・工事による騒音については、技術手法「4.騒音 4.2建設機械の稼働に係る騒音」に記載されているとおり、トンネル工事を含む影響について「建設機械の稼働」の項目において検討することを想定しております。 ・本事業では、省令（別表第一 参考項目（第二十一条関係））及び技術手法を基に、項目の選定、非選定を検討しているため、「トンネル工事の実施」における「低周波音」は選定しておりません。なお、トンネル工事の発破は、詳細な工事計画策定の段階で実施可否を検討していく予定であり、事業実施段階でトンネル工事に発破工法の採用が決定した場合でも、一般的な道路事業の工事では防音扉を設置するなど、低周波音等の影響の低減に努めるよう対応することから、周辺環境に顕著な影響を及ぼす可能性は極めて小さいと考えています。 ・今後、事業の実施段階においてトンネル工事に発破工法の採用が決定した場合においては、専門家に相談しながら、具体的な保全対策について丁寧に検討し、対応したいと考えております。 ・具体的なルートは今後、都市計画手続きの中で決定していくため、現時点ではどの場所にどのような構造が位置するかは申し上げられない状況です。ただし、現在の1kmルート帯及び地形から想定される主要な構造について整理検討しており、その想定される構造を踏まえて、不足の無いように調査地点を選定しております。	意見	2-7番を集約	発破工事を実施する可能性がある場合は、低周波音に係る影響要因として選定し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2	7	低周波音	塩田委員	【第2回審議】 ・1-9（第2回資料1の9番）の事後回答として、トンネルに発破をかける場合は防音扉を付けると記載されているので、トンネル工事は低周波音の発生要因であり、「低周波音」の環境要因としては「トンネル工事の実施」を選定すべき。 ・道路の嵩上で橋ができるときには、コンクリートの箱型橋梁とスチール橋梁ができる可能性があり、そのときに低周波音の問題が発生する可能性があり、「道路（嵩上式）の存在」では「低周波音」を選定すべき。	・構造については、橋になるという断言はできない状況です。川を跨ぐとなれば橋梁になるが、具体的なところは1km帯の中で環境を調べながら道路構造も決めていって、最終的には準備書の中で審議いただくことになると思います。 ・騒音、振動については、環境要因の「自動車の走行」で全て網羅しているという判断です。	意見		(1-9番のとおり)

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
2	8	水象	北原委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>透水性が比較的高く、本来湧水が起り得るようなところに道路選定がされているため、上流側の湧水地や湿地の水位が低下する可能性がある。事前に水位の観測を行う必要がある。</li> <li>この地域は日本の中でも雨が少ない地域であり、湧水や湿原は非常に重要である。水位の影響評価を何年か前から継続観測しておくべきではないか。</li> <li>雨は年変動があるので、なるべく数年にわたるデータ収集が望ましい。あらかじめ影響がありそうな地下水位と湿原、松原湖等の水位を事前に測定した方がいいと思う。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に測定しているものがあればそのデータを収集することも含めて、できるだけ早く調査を開始していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には対象事業実施区域内を対象としているが、これから概略検討等をしていく中で、水量の変化が見込まれるということが出てくれば、例えば区域の上流側なども含めて調査対象とすることも考えていきたいと思います。</li> <li>調査期間は基本的には一年だが、必要に応じて検討の中で必要な期間を定めていくこともできると思います。</li> </ul>	意見		道路建設によりその水位に影響が及ぶ可能性がある湧水、湿原等は、生態系や利水にも関わり非常に重要であるため、地下水位及び湿原、松原湖等の水位について、長期にわたる変動状況を把握する必要性が高い。
1	10	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料6の21ページ：調査項目の選定にあたって、水象の地下水が選定されているものについては、関連性が強い地質も合わせて選定するべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次回回答します。</li> </ul> <p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地質については、項目としては選定しておりませんが、水象の地下水の検討にあたっては、方法書のP.8-17に示しますとおり、「帯水層の地質・水理の状況」を調査項目として、既存資料調査に加え、現地調査により地質（ボーリング調査による試料採取）や土質（ボーリング孔を利用した土質試験）を実施し、対象地域の地質も考慮したうえで、予測評価を実施してまいります。</li> </ul>	記録	環境影響評価に関する提言等	
2	9	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1-10（第2回資料1の10番）でお願いしたかったことは、方法書P8-3の表8-2-1評価項目の選定について、今のところ詳細な構造は分からず、ルートも正確には決まっていないのであれば、可能性を事前に拾い上げて、可能性のある内容は評価項目に入れるのが適切ではないかということ。</li> <li>P8-3：表8-2-1について、「重要な地形及び地質」だけでなく、「等」や「土地の安定等」などの表現にて、土地の安定や地下水についても捉えられるように修正していただきたい。</li> <li>「地形・地質」の環境要因として、「切土工等又は既存の工作物の除去」、「トンネル工事の実施」及び「道路（地下式）の存在」を選定すべき。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目名に「等」を入れることや「土地の安定性」といった文言を追加することも含めて検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表8-2-1において「重要な地形及び地質」の環境要因として丸印を付けたもので全て包含されていると考えるが、そのような内容が見て取れないということなので、次回までに説明資料を提示します。</li> </ul> <p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3回資料1-1及び資料1-2に示しますとおり、項目選定の考え方について補足する資料として整理させていただきました。</li> <li>土地の安定性につきましては、準備書の検討及び今後のルート検討におきまして、事業実施区域及びその周辺の災害危険地形等の状況を把握し、当然のことながら、安全に配慮した構造を検討してまいります。</li> </ul>	意見		現時点で可能性があるルートや道路構造を踏まえて、想定される全ての影響要素・対象を網羅できる調査、予測及び評価の方法を選定すること。

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
2	10	地形・地質	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書に地下構造、地盤断面図等の情報が不足している。1-10（第2回資料1の10番）の事後回答ではボーリング調査の実施が計画されているので、結果を早い段階で委員会に示していただきたい。</li> <li>・方法書に地震に関する記載がないが、少なくとも活断層といった情報は必要ではないか。</li> <li>・断層等の地震に関する情報について、文章中にも記述を加えていただきたい。</li> </ul> <p>（片谷委員長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害履歴というかたちでの調査はしているのか。集約して整理していないのであれば、市町村が作成している資料の引用で構わないので加えてはどうか。</li> <li>・準備書段階では工事予定ルート周辺の災害耐性を記載していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断層については、方法書5-39ページに示しています。</li> <li>・現段階ではそこまで入っていません。</li> </ul> <p>・承知しました。</p>	意見		地域住民の安心に資するため、当該地域の災害履歴等を整理し、ルート周辺の災害耐性を示すこと。
2	11	地形・地質	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大月川泥流について、方法書の中で重要な地形及び地質に区分されているが、この地域を評価する上で、地下水は地下水、生態系は生態系と個別に調査するのではなく、この地域の生態系がどうなっているか確かめた上で、最適な対策・対応を考えていただきたい。</li> <li>・大月川泥流の地形・地質をどのような観点で保全するかということも問題になってくるので、広い視野で予測評価を行っていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆることを想定し、極力広い視野で調査を進めたいと思っております。</li> </ul>	意見		大月川泥流堆積物に係る地質調査に当たっては、この地域の生態系を確認した上で、最適な対策・対応を検討すること。また、大月川泥流堆積物は非常に貴重な事例でもあるため、この地形・地質をどのような観点で保全するのか、広い視野で予測評価を行うこと。
1	11	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P5-57：表5-1-38(1) 選定根拠の長野県条例欄は、「指定」又は「特別指定」とすべき。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、誤植がございましたので、準備書以降の今後の整理において是正いたします。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	
2	12	動物	中村寛志委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-11（第2回資料1の11番）の事後回答について、準備書で直すだけでなく、正誤表のようなかたちで方法書の中に入れていただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書の中に正誤表として入れ込むことは困難と考えておりますが、ホームページ等で公表させていただくとともに、準備書以降の今後の整理において是正いたします。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	
2	13	動物	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P5-42～5-45：文献資料として、千曲川河川事務所が実施している河川の水辺国勢調査報告書（複数年度）及び必要に応じて筑波大又は信州大学で実施された演習林、農場等での研究成果等を入れ、これらの内容についても加える必要がある。</li> </ul>	<p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書における地域の概況の整理においては、「道路環境影響評価の技術手法」を参考として、主に行政機関が発行している資料を基に行っております。今後、予測評価の実施に向けて調査を進めるにあたっては、ご指摘いただきました文献も含め、また大学施設を含めた地元関係者へのヒアリング調査や資料収集等も必要に応じて行いながら、現地調査を行っていくことを想定しております。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	12	動物 植物 生態系	中村雅彦 委員	【第1回審議後追加意見】 ・資料6の44～49ページ：評価の手法として、「環境基準等との整合が図られているか否かについて評価」とあるが、動物、植物及び生態系には環境基準は馴染まないのでは、削除を検討してはどうか。動物、植物及び生態系の評価に係る「環境基準等」の説明が必要。	【事後回答（第2回審議）】 ・ご指摘を踏まえ、資料1-1（P.24～55）に示しますとおり、第1回審議における資料6を詳細に記載させていただきます。 ・動物、植物及び生態系の評価の手法としては、方法書P.8-21～23に示しますとおり、事業の実施（工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価いたします。	記録	記述内容に関する修正等	
1	13	動物	中村寛志 委員	【第1回審議後追加意見】 ・P8-3：表8-2-1 明らかに水生生物へ影響を及ぼすため、動物に係る環境要素として、工事の実施の水底の掘削を選定する必要性が高い。 ・8-3ページ：表8-2-1 山岳域を通る道路計画であるため、動物に係る環境要素として土地又は工作物の存在及び供用の自動車の走行を選定し、ロードキルや動物との交通事故について評価するべき。	【事後回答（第2回審議）】 ・動物に係る工事の実施の水底の掘削の影響につきましては、工事中の影響として、「工事施工ヤードの設置」及び「工事用道路等の設置」の項目の中で検討してまいります。 ・動物に係るロードキルを含む供用後の影響については、技術手法の「13.動物、植物、生態系 13.1道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る動物、植物、生態系」に記載されているとおり、「道路（地表式又は掘割式）の存在」及び「道路（嵩上式）の存在」の項目の中において、「重要な種等の移動経路の分断」による影響として検討してまいります。	意見	2-14番を集約	自動車の走行を動物に対する影響要因として選定し、動物の道路上への侵入について調査を行うとともに、影響低減のための有効な対策を講じること。
2	14	動物	中村寛志 委員	【第2回審議】 ・1-13（第2回資料1の13番）の事後回答では、水底の掘削による動物への影響について、「工事施工ヤードの設置」及び「工事用道路等の設置」の項目で検討すると記載されているが、「水底の掘削」において選定するべき。 ・ロードキルについて、第2回資料1の事後回答では「道路（地表式又は掘割式）の存在」及び「道路（嵩上式）の存在」の項目において検討すると記載されているが、道路が存在しているだけではロードキルは起きないので、「自動車の走行」において選定するべき。また、動物がぶつかって走行中の車が壊れること等もあるため、その調査や対策もお願いしたい。  (片谷委員長) ・動物の移動経路の分断の枠組みだけではなく、動物の道路上への侵入もどう捉えるかという観点で、なるべく多角的に検討していただきたい。 ・技術手法に倣うと予測評価項目として選定されないことになるが、この案件では選定していただけるとありがたい。	・技術手法において、道路の存在で移動経路の分断を見ていくという整理になっていますので、それに倣い、「道路の存在」の中でロードキルについても検討していくことになろうかと考えます。	意見		(1-13、2-16番のとおり)
2	15	動物 植物 生態系	中村雅彦 委員	【第2回審議】 ・P8-3：表8-2-1評価項目の選定において、「水底の掘削」では「動物」、「植物」及び「生態系」について選定するべきではないか。  (片谷委員長) ・水底の掘削は、橋脚を立てるために水底を掘削する可能性があるということか。なるべく川の中に橋脚を立てないという説明もあったが、その方針は基本的には正しいか。	・工事の実施の「工事施工ヤードの設置」や「工事用道路等の設置」で工事中の影響は全て包含します。  ・基本的にはそのとおりです。	意見		(2-16番のとおり)

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
2	16	動物 植物 生態系	大窪委員	【第2回審議】 ・P8-3：表8-2-1において、「切土工等又は既存の工作物の除去」及び「水底の掘削」では工事の実施による影響を受ける可能性が高いため、「動物」、「植物」及び「生態系」について選定する必要がある。	(2-14で合わせて対応を依頼)	意見	1-13、2-14、2-15番を集約	切土工等又は既存の工作物の除去及び水底の掘削による影響を受ける可能性が高いため、動物、植物及び生態系に対する影響要因としてこれらを選定する必要がある。
1	14	動物	中村寛志委員	【第1回審議後追加意見】 《公開情報》 事業地周辺には貴重な種の生息場所が存在するため、ルート及び構造を決定するにあたって配慮すること。	【事後回答（第2回審議）】 ・事業地周辺の貴重な種については、今後の現地調査において適切に把握してまいります。また、方法書P.8-21に示しますとおり、今後の現地調査、予測評価の結果を踏まえ、事業による影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされるように検討してまいります。	意見	2-17番を集約	事業地周辺には貴重な種の生息場所が存在するため、ルート・工法の決定前に、これらの変更の検討も含めて、適正な配慮をすること。なお、種の調査に当たっては、具体的な種をスコーピングし、それに対応する調査の時期及び手法を設定すること。
2	17	動物	中村寛志委員	【第2回審議】 ・1-14（第2回資料1の14番）で言いたいことは、第2回資料1-4の場所に1-30で示した貴重な種がいるから配慮してほしい。ルートや工法の変更も大きな配慮であり、ルート決定前の配慮もお願いしたい。 ・調査する場合は、調査時期や場所など具体的に種をフォーカスして調査していただきたい。  (片谷委員長) ・事前にとというのは、ルート決定前という理解でよいか。	・事前に具体的な調査を行うので、そのときに十分配慮していくことになると思います。  ・しっかりと調査したいと思います。  ・方法書に基づく調査、予測、評価の段階でも必要な調査をやりますし、ルートの決定後においても工事をやる前に具体的な調査を行うことになっていきます。	意見		(1-14番のとおり)
2	18	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・P5-62：対象地域における植物相や重要種の特徴について、植物地理学的な見地からの説明が乏しく、両県での共通点や相違点について説明が不足している。例えば、「八ヶ岳の周辺地域は、日本列島の中でも、特に長期間、火山活動が活発であったため、このような地史的な要因から、本地域にのみ分布する植物種のあることが知られている。」等の修正が必要である。	【事後回答（第3回審議）】 ・今後、準備書の段階における植物相のとりまとめにあたりましては、ご指摘いただきました内容を踏まえ、記載内容を整理してまいります。	記録	記述内容に関する修正等	



回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
2	19	植物	大窪委員	【第2回審議】 ・P5-76：植生の状況について、現存植生図を用い、植生学的な本地域の特徴を植生帯ごとに自然植生や代償植生の違いを踏まえながら説明する必要がある。現存植生図の植生区分ごとに整理をすれば、自然環境の基盤としての植生状況について解釈しやすくなるを考える。	【事後回答（第3回審議）】 ・今後、準備書の段階において、現地調査における植生調査結果のとりまとめにあたりましては、ご指摘いただきました内容を踏まえ、整理してまいります。	記録	記述内容に関する修正等	
2	20	生態系	大窪委員	【第2回審議】 ・P5-79：自然環境の類型区分を大きく7区分に類型化しているが、図5-1-14現存植生図で見ると、もう少し多様な類型化が必要と判断する。特に、湿地に生育するヌマガヤオーダーやツルヨシ群集に相当する湿性草原は、地域における希少種の宝庫である。乾性的な草本群落としては、フジアカショウマーシモツケソウ群集も地域の特徴的な群落として取り上げるべき。本地域の自然環境は多様であり、もう少し詳細な植生の類型化が必要と考える。	【事後回答（第3回審議）】 ・植生の把握につきましては、今後、現地調査により詳細に把握してまいります。 ・また、今後、準備書段階における生態系のとりまとめにあたりましては、動植物の現地調査結果を踏まえ、ご指摘いただきました内容を考慮して、整理してまいります。	記述	記述内容に関する修正等	
2	21	動物 植物 生態系	中村雅彦 委員	【第2回審議後追加意見】 ・今回の道路の沿線近くに筑波大学の施設や信大農学部の施設があるが、こうした施設は大抵、施設の紀要や報告があり、そのなかに施設内の植生、昆虫相、鳥類相といった基礎的データを扱ったものがあるはずである。これらの内容についても網羅して整理されているか。	【事後回答（第3回審議）】 ・方法書における地域の概況の整理においては、「道路環境影響評価の技術手法」を参考として、主に行政機関が発行している資料を基に行っております。 今後、予測評価の実施に向けて調査を進めるにあたっては、ご指摘いただきました文献も含め、また大学施設を含めた地元関係者へのヒアリング調査や資料収集等も必要に応じて行いながら、現地調査を行っていくことを想定しております。	記述	環境影響評価に関する提言等	
2	22	景観	亀山委員	【第2回審議】 ・ルートの長野県部分の東側は、特に自然環境と景観が優れており、景観と人と自然との触れ合い活動の場とで考慮すべきことが重なっていることが重要。調査予測評価に当たっては、以下の点に特に配慮すること。 ・八ヶ岳中信高原国定公園は、視点場が面的に多くあることを意識して調査・予測すること。 ・松原湖周辺はかつて天然氷のスケート場の発祥地として栄えた歴史性を持っていることを意識して調査・評価すること。 ・光や電磁波の影響に配慮すること。八ヶ岳ふれあい高原について、星空の観察と鑑賞の場であることから道路照明による光害に配慮すること。また、野辺山の電波天文台について、宇宙からの電磁波を観測することから地上から発する電磁波の影響に配慮すること。 ・JR野辺山駅周辺は自然風景の観光地として施設が集積していることから、利用への影響を考慮して調査・予測すること。 ・飯盛山の山腹斜面はハイキングコースや平沢峠などを含み自然との触れ合い活動が行われていることから、景観とともに調査・予測すること。 ・JR最高地点から大門川渓谷にかけては山梨県境にまたがることから、見落とすことなく景観に配慮して調査・評価すること。	・今後の調査に当たり、十分配慮するようにします。 【事後回答（第3回審議）】 ・今後、準備書の作成にあたりましては、ご指摘いただきました内容に留意して、調査予測評価を進めてまいります。 ・野辺山の電波天文台につきましては、国道141号の交通振動を踏まえ、現況以上に天文台へ負荷を与えない距離は約800mと計算されたことから、安全側に考え、パラボラ設置付近から半径約1kmの範囲を「ルート帯検討」が不可能な範囲として検討しております。	意見		事業実施予定地域は自然環境と景観が優れているため、景観と人と自然との触れ合い活動の場とで考慮すべき事項が重なっており、関連した調査、予測及び評価を行うこと。

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	15	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P5-94、8-33：P5-92にも記載されているように、ルート帯内及び周辺において牧場（JA牧場や滝沢牧場）で自然との触れあい活動が行われているため、これらを主要な人と自然との触れあい活動の場として記載し、調査対象とすべきではないか。</li> <li>・その上で、人と自然との触れあい活動の場全体への工事中（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、工事ヤード及び工事用道路等の設置）の影響について予測評価を実施し、影響を回避又は低減する必要がある。</li> </ul>	<p>【事後回答（第2回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合い活動は、技術手法「15.人と自然との触れ合いの活動の場 15.1道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場」において、「過度に自然に影響を及ぼすことなく自然と共生し、それを観察、利用することにより、自然の持つ効用等を楽しむこと」であり、「イベント等の活動、経済活動等は、自然との触れ合いとは言い難い」とされていることから、観光牧場については調査対象とは考えておりません。</li> <li>・工事中の影響については、技術手法「15.人と自然との触れ合いの活動の場 15.2工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る人と自然との触れ合いの活動の場」において参考項目以外として位置付けられています。その中で項目を選定する一つの目安として、「工事による影響要因として工事施工ヤード、工事用道路の設置があるが、これらは一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではない場合が多いことから、参考項目として設定されていない。しかし、自然公園法、自然環境保守法等、自然環境の保全に係る法令で指定されている地域内で工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される場合には、項目の選定を行う。」と示されています。</li> <li>・現段階では、都市計画対象道路事業実施区域内には、自然環境の保全に係る法令による指定地域がありませんので、選定しない方針で方法書を取りまとめています。</li> <li>・今後、ルート・構造等が概ね決定した段階で事業予定者は工事の概略計画を検討してまいります。その工事の概略計画を基に、周辺の人と自然との触れ合い活動の場に顕著な影響を及ぼすと判断された場合には、予測評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。</li> </ul>	意見	2-23番を集約	事業実施予定地域及びその周辺においては、地域の自然環境を基に成り立つ牧場で自然との触れ合い活動が行われているため、牧場を主要な人と自然との触れ合い活動の場として選定し、工事による影響を調査、予測及び評価するとともに、影響を回避又は低減するよう努めること。
2	23	触れ合い活動の場	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1-15（第2回資料1の15番）に対し、観光牧場に関しては対象としないという趣旨の回答をいただいたが、長野県の場合は観光や牧場などの経済活動が自然と共生している場合が少なくない。今回の事業実施区域内にある牧場も、周囲の自然環境の効用も利用しつつ、「自然の持つ効用等を楽しむ」場である可能性が高いと考えられるため、工事による影響の可能性を排除すべきでなく、工事区間が全体として自然環境が非常に豊かな地域であることを考慮し、技術手法の文言に捉われ過ぎず、柔軟に対応していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済活動という観点で観光牧場の扱いになっていることから事後回答のような判断をしましたが、現地調査の際に状況を見まして、必要があれば調査の対象にしていきたいと思えます。</li> </ul>	意見		(1-15番のとおり)
2	24	文化財	大窪委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P5-135：市町村で指定されている生物種と生息地、生育地に関する天然記念物についても天然記念物の内容に追加して整理する必要がある。</li> </ul>	<p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村指定の天然記念物につきましても確認しており、概略的な位置から調査地域に該当すると考えられるものについては、方法書の表5-2-28(2)(P.5-138)に整理しております。</li> <li>・今後、現地調査に入る段階で、関係市町村へのヒアリング等を行い、天然記念物の状況を把握しながら、準備書において整理いたします。</li> </ul>	記録	記述内容に関する修正等	

回	No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
2	25	廃棄物等	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P8-3：表8-2-1評価項目の選定について、トンネル工事等では土砂等が発生するため、搬入搬出によるトラック等の運行計画、土砂の仮置き場、土壌汚染物質調査等も項目として挙げるべきではないか。「廃棄物等」の環境要因として「切土工等又は既存の工作物の除去」が選定されているが、トンネル掘削の道路形式に付随したいくつかの項目が選定されていない。</li> <li>・上記の内容全てが表8-2-1において「切土工等又は既存の工作物の除去」の内容に含まれるというのは分かりにくいので、項目として分けて示した方がいいのではないかと。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な環境配慮をする方針であるという姿勢は見せていただいているので、それを何らかのかたちで表明していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物等については、「切土工等又は既存の工作物の除去」の環境要因で環境への負荷の程度等を予測評価する予定です。</li> <li>・実際の工事を施工するに当たっては、環境配慮という観点で、具体的な仮置きを設けるときにはその周辺状況に影響がないように想定されることは一通り調査する予定です。搬出した土壌にどういったものが含まれているかも当然確認する予定です。省令や技術手法に基づいた項目で表8-2-1を作成しており、現段階ではこの表の中で集約していると判断しています。</li> </ul> <p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回資料1-1及び資料1-2に示しますとおり、項目選定の考え方について補足する資料として整理させていただきました。本技術委員会の資料として公表する形とさせていただくとともに、準備書以降の今後の検討において適切に実施してまいります。</li> </ul>	記録	環境影響評価に関する提言等	
2	26	廃棄物	小澤委員	<p>【第2回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・P5-194、5-195、8-27：建設工事に伴う副産物の発生について予測・評価をするため、調査区域の地域特性として、利用が想定される産業廃棄物中間処理施設が2社示されているが、中間処理施設は2社で十分と考えているか。また、再利用方法の検討に当たっては、事業実施区域及びその周辺区域を含む範囲とするとあるが、「その周辺区域を含む範囲」とはおおよそどれくらいの範囲を想定しているか。</li> <li>・コンクリート塊、建設発生木材等の再生利用に当たっては、想定する範囲の中間処理施設の処理能力も含めた予測・評価を行い、建設副産物の適切な処理・活用を図ること。</li> </ul>	<p>【事後回答（第3回審議）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点ではルート上の位置や構造等も決定しておりませんので、中間処理業者が2社で十分であるかの判断は困難な状況です。</li> <li>・再利用方法の検討にあたっての「事業実施区域及びその周辺区域を含む範囲」としては、「技術手法」に記載されているとおり「リサイクル原則化ルール」（国官技第47号、国官総第130号、国総事第20号、国営計第41号、平成18年6月12日）に示されている「50kmの範囲内」を想定しております。</li> <li>・今後の事業の実施にあたっては、適切に予測評価するとともに、法令に基づき建設副産物の適切な処理・活用に努めてまいります。</li> </ul>	意見		コンクリート塊、建設発生木材等の再生利用に当たっては、利用が想定される中間処理施設の処理能力も含めた予測・評価を行い、建設副産物の適切な処理・活用を図ること。